

令和7年3月末で経過措置が終了する減算等の届出について

・令和7年3月末で経過措置が終了する減算等（主なもの）について一覧にしています。
 ※令和7年2月26日時点の情報で作成しているため、今後取扱いが変更する可能性があります。

サービス種別	加算項目	内容	新加算区分	概要
訪問介護 訪問型サービス 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 福祉用具貸与 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護	業務継続計画策定の有無	新設	減算型, 基準型	・業務継続計画が未策定の場合は、「減算型」の届出が必要となります。 ・減算の必要がない場合には届出は不要とし、届出がない場合には「基準型」とみなします。
短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護（短期利用型） 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護（短期利用型） 看護小規模多機能型居宅介護	身体拘束廃止取組の有無	新設	減算型, 基準型	・身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）が実施されていない場合は、「減算型」の届出が必要となります。 ・減算の必要がない場合には届出は不要とし、届出がない場合には「基準型」とみなします。